第三次栗東市人権擁護計画骨子（案）

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景と趣旨

（１）国内外の動向

①世界の動向

2004（平成１６年）国連の「人権教育のための世界計画」が採択され、現在は、子どもと若者に焦点を当てた第５フェーズが展開されています。

「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ）

☆「誰一人取り残さない」世界の実現をめざす。
☆すべての人が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保する。（「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」）

②国内の動向

「日本国憲法」施行に始まる日本国内の動向を振り返る

「人権教育のための世界計画」関する国内行動計画、人権教育啓発白書に人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）など

③県内の動向

滋賀県においては、滋賀県人権施策基本方針の具現化のため策定された滋賀県人権施策推進計画が社会情勢の変化や法令の整備に対応するため、令和６年７月に改訂されました。さらに、世界的な流れとしてのこども基本条例の制定もされています。

（２）本市のこれまでの取組と計画策定の趣旨

「同和教育推進長期計画」策定に始まる栗東市の動向を振り返る。

栗東市人権擁護都市宣言、栗東市人権擁護に関する条例などを記載。

「第六次栗東市総合計画」策定や人権教育課の統合などの情勢変化を記載。

【第六次総合計画の将来都市像】

いつまでも　住み続けたくなる　安心な元気都市　栗東

第六次栗東市総合計画におけるまちづくりの基本目標→「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまちづくり」の推進と「一人ひとりの人権を尊重する」社会の実現

２　計画の基本理念

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

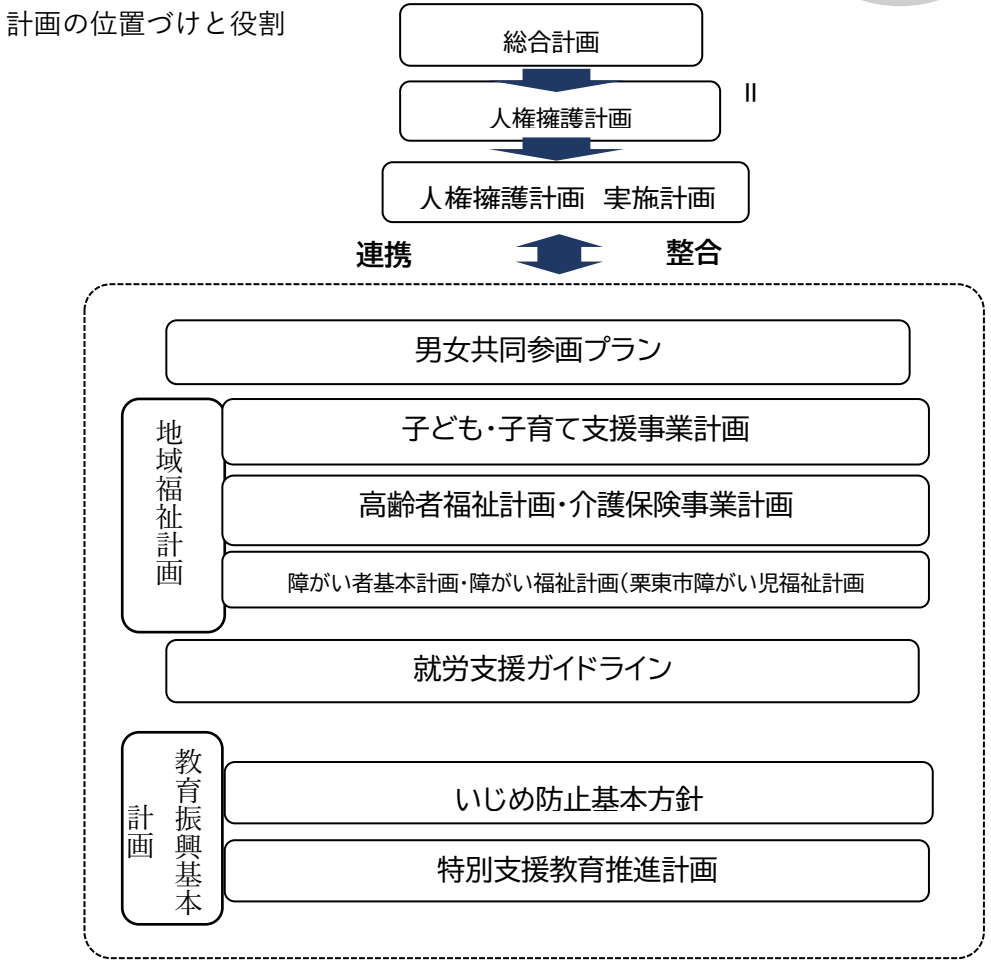
基本理念を継承

第六次総合計画のまちづくり・政策の方向性を継承する

社会に存在するさまざまな差別や偏見の現実を深く知る

人権感覚と人権擁護意識の高揚を図る

計画の位置づけと役割



４　計画の期間

2027（令和 9）年度から 2032（令和 13）年度までの５年間

国内外での法制度などの改正、社会情勢の変化、本計画の取組の進捗状況などに対応するため、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行う。

5、計画の骨子

→「5．計画の骨子」については別紙参照

１　人権教育・啓発の推進

- 人権教育は人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動である。
- 人権啓発は国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動である。

 ☆「差別を共になくそうとする態度を身につけたい」と思う人の割合（83.7%（2025（R7）年）　77.5%（2020（R2）年）（※別添資料参照）

 ☆「差別をしないように人権意識を高め、日常生活に生かしたい」と思う人の割合（76.0%（2025（R7）年）66.4%（2020（R2）年）（※別添資料参照）
- ☆「栗東市は基本的人権が尊重されている市である」と思う人の割合（36.2%（2025（R7）年）→38.2%（2020（R2）年）
- 新たな人権課題の認識（インターネットを悪用した人権侵害、性的指向・性自認についての差別や偏見に関連する差別や偏見など）

 ☆「身の回りにある解決すべき人権問題」“インターネットによる人権侵害に関わる問題”と回答した人は46.0%

（１）就学前教育・学校教育における人権教育の推進

「栗東市人権教育基準年間指導計画」に沿って、就学前教育・学校教育における人権教育を推進する。

（２）社会教育における人権教育の推進

学習機会の充実や学習情報の提供などの学習環境づくり

（３）市民への人権啓発の推進

家庭や地域、職場などのあらゆる場で、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権を尊重することの大切さや命の尊さを呼びかける。

市民の人権感覚の高揚と幅広い啓発が図れるよう内容を精査する。

（４）企業への人権啓発の推進

人権尊重の意識が高い職場づくりが積極的に行われるよう、国や県と連携して企業啓発を行う。

（５）人権との関わりが深い職種における人権教育の推進

職場の状況に応じた人権研修を行うとともに、業務に即した各職場における人権研修を実施して、人権感覚豊かな職員を育成する。

２　人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実（重層的支援）

- 問題の解決に向けた取組が迅速かつ的確に行われる、多方面にわたる相談支援体制を充実する。
- 相談窓口・機関の周知を徹底する。
- 誰もが安心して相談ができる環境を整える。

（１）相談事業の市民への周知・情報提供

人権相談事業の周知や情報提供を行い、問題の深刻化を防ぎ解決に取り組む。

（２）関係機関との連携

円滑に他の適切な相談窓口へつなげるよう各相談機関との連携を図る。

（３）相談員・関係職員の資質の向上

相談員・関係職員がそれぞれに応じた研修会に参加し、構成機関相互の連携強化や情報共有を図り、相談員や関係職員の資質の向上につなげる。

３　人権を基本とする行政施策

- すべての部局の職員が人権の確立に関わる仕事をしているという自覚を持ち、全庁的な連携体制のもと、総合行政を推進する。

（１）人権尊重の視点に立った行政の推進

すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通して、人権尊重の視点に立って行政を推進する。（職員向け人権の心構えマニュアルの作成）

(2) 安全・安心のまちづくりの推進

物理的･心理的両面からのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進。

市民の多様性を踏まえた必要な支援が的確に行き届く被災者支援の実施。

１　人権問題に対する取組の推進(主な記載内容)

1-1 部落差別

【課題認識】

部落差別は日本固有の人権問題であり、深刻かつ重大な社会問題である。

依然として差別の根本的な解消に至らない。

→部落差別解消推進法成立（2016（平成 28）年）

対象地域・住民に対する根強い忌避意識がある。

「部落差別は、私とは関係ない話だ」と考える市民の増加（29.0%（2025（R7）年）→21.5%（2020（R2）年））

＊対象地域とは、旧地域改善対策特別措置法第１条に規定する地域（いわゆる同和地区）という意味です。

【方針】

（１）人権教育の推進

市民一人ひとりの人権感覚・人権擁護の意識の高揚を図る。

市職員、教職員に対する人権教育研修の実施、充実を図る。

（２）部落差別の正しい理解と認識に向けた啓発の推進

市民一人ひとりが部落差別解決の主体者であるという自覚を促す。

人権教育・啓発の必要性について理解を深める。

あらゆる差別を許さない職場環境づくりを推進する。

（３）地域総合センター（隣保館）事業の充実

「ひだまりの家」における事業の充実を図る。

（４）相談体制の充実

（５）調査等の実施

１－２　女性

【課題認識】

固定的な性別役割分担意識は依然として残っている。

2025 年のジェンダー・ギャップ指数の総合スコアは 0.666、118 位/148 か国の為、改めてジェンダー平等の実現に向けた取り組みが必要である。

男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっている。

栗東市男女参画プランを推進し性別や性の意識にかかかわりなく、すべての人が活躍し、自己実現できる栗東（まち）の実現を目指す。

【方針】

（１）　人権の尊重と意識の情勢

①　男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

②　多様性についての理解促進

③　男女共同参画の視点に立った表現の促進

（２）　多様な暮らし方・働き方の実現

①　働く場における男女共同参画・女性活躍の推進

②　仕事と生活の調和（ワークラフバランス）の推進

③　多様な働き方の普及と女性のエンパワーメントの向上

（３）　参画と協働による地域づくり

①　地域活動における男女共同参画の推進

②　様々な分野における男女共同参画の推進

（４）　安心安全な暮らしの実現

①　ジェンダーに基づく暴力の根絶

②　困難を抱える人々の支援

③　障がいを通じた健康づくり

（５）　ああらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

①　　政策・方針決定過程への女性のの参画促進

②　あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

１－３　子ども

【課題認識】　　子ども権利条約、基本法、栗東市こども計画（仮称）

子どもの成長と発達をめぐる深刻な社会状況が生じている。

インターネットの利用により被害者となる子どもが増加している。

「子どもの貧困」と呼ばれる状況により、子どもの成育環境や教育を受ける機会等に格差が生じている。

【方針】

（１）子どもの人権尊重と児童虐待防止対策など子どもの安全を守る取組の推進

子どもの人権や権利に関する啓発や学習の機会をつくる。

子どもの人権を大切にする意識づくりを推進する。

児童虐待防止の啓発、虐待防止対策の強化に取り組む。

要保護児童対策地域協議会との連携を強化する。

（２）子どもの人権に配慮した保育・教育の推進

子ども一人ひとりの人権と人格を尊重した教育を実施する。

子どもが互いに人権を尊重し、相手を思いやる心を高めあう保育・教育を推進する。

保育士、教職員は豊かな人権感覚と愛情を持って子どもと関わり、信頼関係を築くため常に自らの人間性や専門性を向上する。

（３）いじめや不登校などへの取組の強化

「栗東市いじめ防止基本方針」に基づき、学校が組織的に対応する。また、関係機関や地域社会も含めて取り組む。

地域・家庭・学校・専門機関との連携を強化し、相談・支援機能を充実する。

（４）障がいがある子どもと発達が気になる子どもへの支援

インクルーシブ教育を推進する。

個に応じた適切なかかわりや就学相談の充実・関係機関との連携による就労支援を充実する。

関係機関との連携による子どもと保護者への支援を行う。

（５）相談・支援体制の充実

関係機関と連携し相談・支援体制を充実する。

［ひとり親家庭等］それぞれの家庭の実情に応じた支援を行う。

［ひとり親家庭等］就労相談や家事支援などにより自立を促進する。

子どもを対象にした安全・防犯教育を行う。

家庭・学校・地域と関係機関が連携し安全対策を充実する。

ヤングケアラーの把握

１－４　高齢者

【課題認識】

高齢化率の上昇（2012（平成 24）年（15.3％）→2020（令和２）年（18.9％））。

社会的に弱い立場にある高齢者や判断能力が十分でない高齢者の尊厳と権利を守るための仕組みの強化が必要。

就労・社会参加の促進や経験などを発揮する機会の充実が必要。

家庭における虐待の防止及び早期発見・対応体制の構築、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対する支援体制の充実が必要。

高齢者が健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を過ごし、何らかの支援が必要になっても希望や個性が尊重され、尊厳を保持しながら住みなれた家庭や地域で生活できるような社会の仕組みづくりが必要。

【方針】

（１）高齢者の人権と権利擁護の推進

高齢者虐待防止や認知症理解促進などの啓発を行う。

高齢者の権利擁護のために関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。

（２）高齢者の社会参加の充実

高齢者が自ら社会の一員として活躍できる活動を推進する。

関係機関と連携し高齢者の就労ニーズに応じた就労支援を実施する。

（３）高齢者が安心して生活できる環境づくり

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

在宅医療や看取りに関する広報・啓発活動を充実する。

居住支援を含めた生活環境のバリアフリー化や公共施設のユニバーサルデザイン化を推進する。

地域の支え合い活動を支援する。

１－５　障がいのある人

【課題認識】

障がいのある人への支援のあり方が多岐に渡っている。

支援を必要とする人の高齢化が進んでいる。

栗東市手話言語条例の制定（2020（令和２）年）

栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例の制定（2020（令和２）年）

【方針】

（１）障がいおよび障がいのある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進

障がいのある人の社会参加をめざし、障がいに対する総合的な理解や支援が促進されるよう啓発する。

障がいの有無にかかわらず、市民が相互理解を深め共生していくための機会づくりを推進する。

（２）一人ひとりのニーズに応じた支援を行う特別支援教育の充実

特別支援教育の質的な充実を図る。

障がいの有無にかかわらず子どもが共に学び、社会的・職業的に自立するための教育環境の充実を図る。

（３）地域で安心して暮らせる体制づくり

多様で、きめ細かな障がい福祉サービスや地域生活支援事業などを提供。

必要なサービス量の充実・確保を図る。

情報提供体制を充実する。

サービス利用に関する相談支援体制を充実する。

（４）障がいのある人の雇用・就労支援体制の充実

関係機関と連携し就労支援を充実する。

障がいのある人が働きやすい環境を整備する。

（５）障がいのある人の権利擁護の推進

成年後見制度などの権利擁護制度の啓発や利用促進に取り組む。

障がいのある人に対する施設や職場、家庭での虐待の根絶のため広報や啓発活動を行う。

虐待を受けた人の保護・自立支援、養護者・家族介護者への支援、介護負担軽減などに取り組む。

１－６　外国人

【課題認識】

外国人市民に対する無理解、偏見が生じており。多文化共生の認識を深める。

【方針】

（１）多文化共生のための教育・啓発の推進

多文化共生の意識を育む啓発に取り組む。

児童・生徒の国際感覚を育む。

外国人児童・生徒が安心して学び、生活できるよう支援する。

人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許さないという人権意識を浸透させる。

（２）外国人が暮らしやすい環境づくり

外国人市民のニーズを踏まえたきめ細かな取組を推進する。

外国人市民の就職や労働条件に関する企業への啓発を行う。

外国人市民への労働関係の相談や情報提供を行う。

（３）地域における多文化共生社会の取組促進

栗東市国際交流協会の活動支援をとおして、地域コミュニティでの異文化理解の促進、交流を推進する事業を充実する。

相互理解や交流を推進する。

１－７　インターネットによる人権侵害

【課題認識】

匿名による差別的な書き込み等の人権侵害が生じている。

インターネット上に投稿された内容は完全に削除することが難しく、被害からの回復が長期にわたって困難な可能性がある。

子どもが事件に巻き込まれるケースも生じている。

【方針】

（１）啓発と関係機関との連携

関係機関と連携し情報発信・入手する能力（メディアリテラシー）を高められるよう市民啓発を行う。

相談・支援体制を整備する。

情プラ法の周知　削除要請の迅速化

（２）子どもに対する情報モラル教育

子どものスマートフォンやインターネットの利用環境に対して、教員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図る。

子どものスマートフォンなどの利用に関するルール作りについて、児童生徒の主体的な活動の推進や家庭・地域への啓発を行う。

１－８　性的指向・自認

【課題認識】

性的指向・性自認の多様性についての無理解による偏見や差別が生じている。

ＳＯＧＩ（Sexual Orientation & Gender Identity：性的指向と性自認）を理由に尊厳が脅かされたり制限を受けたりすることのない社会を構築する必要がある。

【新規設定の理由】

- 社会情勢の変化を踏まえ、性的指向・性自認の多様性に対する市民の人権感覚を育む。
- 性的マイノリティの大人も子どもも安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【方針】

（１）　パートナーシップ制度を活用し、市民への理解を深め、安心して暮らせる者愛を目指す。

１－９　さまざまな人権問題

【課題認識】

感染症問題、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮による拉致被害者等、ホームレス、人身取引（トラフィッキング）、東日本大震災に起因する人権問題など、さまざまな人権問題が生じている。

社会情勢の変化などにより人権問題が顕在化している。

【方針】

（１）啓発と関係機関との連携

人権問題に対する正しい理解のため、啓発活動を推進する。

各関係機関との連携強化により、あらゆる機会に人権教育及び人権啓発を推進し、問題解決を図る。

第４章　計画の推進に向けて

１　計画の推進

人権対策推進本部のもと、行政のすべての分野で緊密な連携・協力を確保し、総合的、効果的な推進を図る。

各部署において本計画の趣旨を十分に踏まえ、人権尊重の視点に立ち、諸施策を実施する。

２　計画の進捗管理

本計画の内容は年度ごとに取組状況の把握や評価を行い、課題の洗い出しや必要な対策を検討する。

本計画の見直しと検討は、計画の推進状況の点検や評価を行うとともに、人権擁護審議会において実施する。

３　関係機関・団体などとの協働・連携

本計画を推進するために、市だけでなく、国や県の行政をはじめ、関係機関や市民で構成する人権団体との連携・協働を図る。

本計画の周知を図るとともに、家庭、地域、学校・園、企業などで人権問題を身近な問題として捉え、人権問題の解決に向けた取組が主体的に行なわれるよう推進し、情報・学習機会の提供や人材育成などを支援する